

## 「長野市農業委員」「長野市農地利用最適化推進委員」募集のお知らせ

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員が令和8年3月1日を以って任期満了になることから、農業委員会等に関する法律に基づき、各委員候補者を次のとおり募集します。

委員の選出については、年齢や性別等に著しい偏りが生じないよう配慮が求められております。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌事務に関し、その職務を適切に行うことができる者。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において農地等の利用の最適化の推進のために活動ができる者。
業務内容	①農地法等の議案に関する調査・審査 ②会議（おおむね月2回）及び研修会への出席 ③担い手への農地利用の集積・集約化活動等 ④遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや、農地所有者への働きかけ等 ⑤新規就農者へのサポート ⑥農地中間管理機構との連携 ⑦地域計画における協議の場の運営等 ⑧活動目標日数は月10日以上	①農地法等の議案に関する調査・審査 ②会議（おおむね月1回）及び研修会への出席 ③担い手への農地利用の集積・集約化活動等 ④遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや、農地所有者への働きかけ等 ⑤新規就農者へのサポート ⑥農地中間管理機構との連携 ⑦地域計画における協議の場の運営等 ⑧活動目標日数は月10日以上
定数	25人	42人
応募資格	次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。 ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ③長野市暴力団排除条例第2条第1項第2号に規程する暴力団員に該当しないこと ④農地法等農業に関する法令違反がないこと ※上記に該当しないことの誓約書を提出いただきます。	
任期	3年間（令和8年3月2日から令和11年3月1日まで）	
身分	長野市の非常勤特別職の公務員となります。 それにより、職務上知り得た情報は、秘密保持義務により在職中のみならず、退任後も漏らすことができません。	
報酬	44,000円（月額） 上記以外に会議等への出席に伴う交通費は市条例による実費相当額	
応募方法	自薦又は他薦による。 以下に規定する所定の様式に必要書類（推薦する法人の登記・又は団体の規約等の写しなど実在が確認できる書類）を添えて、持参又は郵送により下記申し込み先に提出してください。 応募又は推薦用紙とは別に応募に係る誓約書兼同意書も提出いただきます。 所定の様式は長野市農業委員会事務局（長野市役所第2庁舎8階）及び支所窓口で用意しています。 また、長野市農業委員会のホームページからダウンロードして使用することができます。 尚、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。	
応募・推薦様式	①応募用紙（自薦用） ②推薦用紙（個人及び団体兼用） <b>*団体による推薦の場合、規約等の写し</b> ③応募に係る誓約書兼同意書 ④本人の住民票抄本または運転免許証、パスポート等の写し ⑤認定農業者の認定証（認定農業者の方）	①応募用紙（自薦用） ②推薦用紙（個人及び団体兼用） <b>*団体による推薦の場合、規約等の写し</b> ③応募に係る誓約書兼同意書 ④本人の住民票抄本または運転免許証、パスポート等の写し

	農業委員	農地利用最適化推進委員
担当区域 及び人数一覧 (推進委員)		農地利用最適化推進委員の担当・募集区域・ 人数については、別紙のPDFデータをご覧ください。
受付期間	令和8年1月6日(火)から令和8年1月29日(木)まで(必着) 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。 書類の提出期間は延長する場合があります。 この場合、受付期間最終日以降に長野市ホームページ等により公表いたします。	
書類の提出先 問い合わせ先	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市農業委員会事務局(長野市役所第2庁舎8階) 電話:026-224-5060(直通) <u>※支所窓口での書類受付及び問い合わせの対応は行いませんので、ご留意ください。</u>	
選定方法	「長野市農業委員会委員選考委員会」により、提出された書類をもとに候補者を選考し、長野市議会の同意を得て、令和8年3月2日に長野市長が任命します。 (必要に応じて面接等を行うことがあります)  ただし、法律の規定により、選考にあたっては次のような条件があります。 ①認定農業者が農業委員の4分の1を占めること (7人以上) ②農業委員会の所掌事務について、利害関係の無い者を1名以上含むこと ③委員の年齢及び性別に偏りがないように配慮すること ④委員の数が地区別に偏りがないように配慮すること	「長野市農業委員会」が提出された書類をもとに候補者を選考し、令和8年3月2日に委嘱いたします。 (必要に応じて面接等を行うことがあります)  また、農業委員と両方に応募できますが、兼務することはできません。
結果の公表	結果については、2月下旬までに応募者及び推薦をする者に文書でお知らせするとともに、長野市のホームページ等により公表します。 <u>※具体的な選考過程については、長野市情報公開条例第7条の規定により一切公表しませんので、あらかじめご留意ください。</u>	
応募及び推薦 内容の公表	応募期間の中間及び期間終了後に、長野市のホームページ等で、提出のあった応募及び推薦に係る書類をもとに以下の内容を公表します。 (公表の際には、提出書類の写しの一部をそのまま使用する場合があります) ①推薦者(個人)については、氏名、職業、年齢及び性別 ②推薦者(法人及び団体)については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件 ③被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況 ④推薦又は応募の理由 ⑤推薦者が被推薦者を長野市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が長野市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別 ⑥被推薦者の数及びそのうちの認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数 ⑦応募者の数及びその内の認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数 ⑧農地法(昭和27年法律第229号)等農業に関する法令違反の確認に対する同意の有無 ⑨農業経営の状況の確認に対する同意の有無 ⑩暴力団員でないとの同意の有無	